

⑤ 工事検査手数料

【現行】

口径 (mm)	新設・改造	その他の工事
	手数料 (円)	手数料 (円)
25 まで	1,000	500
50 まで	1,500	800
75 まで	2,500	1,300
76 以上	5,000	2,500

【改定後】一律 1 件 1,000 円

【問い合わせ】水道課庶務係 ☎ 83-8167 FAX84-7512

⑥ 簡易水道事業の廃止

上水道事業と簡易水道事業を統合し、一つの水道事業として運営していきます。

統合に伴い、簡易水道事業（反町、水戸部、三谷、阿部岡および高田の一部）の皆さんの水道料金が市内統一料金となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【改定時期】4月1日から適用

◆ 下水道使用料・農業集落排水使用料等

① 下水道使用料…汚水の量に応じて算出した金額に加算していた消費税率が、5% から 8% となります。(1 円未満切り捨て)

② 農業集落排水使用料

東郷 小林 小貝川東部 東大島 両沼 飯貝 粕田 大沼地区の方は、下水道使用料と同様に、汚水の量に応じて算出した金額に加算していた消費税率が、5% から 8% となります。(1 円未満切り捨て)

ただし、二宮、鹿・物井、二宮東部地区の方は、世帯割、人数割共に改定となり、次表のとおり改定後の単価で算出した額にそれぞれ消費税額を加算する方法となります。(1 円未満切り捨て)

料金		現行 (円)		改定後 (円)			
		消費税込 (5%)		消費税抜き		消費税込 (8%)	
世帯割	月額	2,000		1,904		2,056	
人数割	1 人あたり月額	500		476		514	

◆ 下水道使用料・農業集落排水使用料 (月額、消費税込)

種別	汚水量 (m³)	基本料金 (円)		超過料金 (円)		
		現行	改定後	現行	改定後	
一般用	10 まで	1,260	1,296	11 以上 20 まで	136.5	140.4
				21 以上 30 まで	147.0	151.2
				31 以上 50 まで	157.5	162.0
				51 以上 100 まで	168.0	172.8
				101 以上	178.5	183.6
公衆浴場用	200 まで	10,500	10,800	201 以上	52.5	54.0
臨時用	1 m³につき				168.0	172.8

③ 下水道事業および農業集落排水事業における排水設備計画確認手数料

【現行】500 円 → 【改定後】1,000 円

【問い合わせ】下水道課業務係 ☎ 83-8160 / 農業集落排水係 ☎ 83-8144 FAX83-8142

【作者による作品の説明】
先人たちが多くの苦難を乗り越え、心一つにして築いてきた真岡市が、今年60周年を迎えます。先人たちの思いを市民一人一人がしっかりと受け継ぎ、その英知を糧として夢を未来へ大きく羽ばたかせ、さらに豊かな夢あふれる真岡市を力を合わせて創り上げていこうという、市民一丸となった熱い思いを表現しました。

◆ 最優秀賞
「心を一つに60年 豊かに真岡 人・夢・未来」

市制施行60周年記念事業 キャッチフレーズが決定！
昨年の8月から9月にかけて、市制施行60周年記念事業のキャッチフレーズを募集したところ、全国各地から457作品の応募がありました。市制施行60周年記念事業実行委員会による審査の結果、神奈川県鎌倉市の友久健さんの作品が最優秀賞に選ばれました。今後は、このキャッチフレーズと共に、さまざまな記念事業が展開されます。



副市長に内田龍雄氏(61歳)が再任されました。(平成26年1月1日就任・2期目)

副市長に内田龍雄氏が再任

◆ 新規の印鑑登録証交付手数料

印鑑登録証の再交付手数料については、300円を徴収していましたが、新規の印鑑登録証交付手数料も300円となります。

【現行】無料 → 【改定後】300円

【問い合わせ】市民課窓口係 ☎ 83-8117 FAX83-8514
二宮支所市民窓口係 ☎ 74-5002 FAX74-1250

◆ 市民会館使用料

7月リニューアルオープン予定の市民会館において、大ホール楽屋棟の改築および小ホール楽屋の新設に伴い、使用料が次表のとおりとなります。

【現行】

楽屋	午前	310 円
	午後	310 円
	夜間	520 円
	全日	1,030 円

【改定後】

大楽屋	午前	520 円
	午後	620 円
	夜間	720 円
	全日	1,550 円
小楽屋	午前	310 円
	午後	310 円
	夜間	520 円
	全日	1,030 円
小ホール楽屋	午前	310 円
	午後	310 円
	夜間	520 円
	全日	1,030 円

※ 4月1日以降は、規則改正により、受付月から1年先までの予約が可能となります。

【問い合わせ】文化課管理係 ☎ 83-7731 FAX83-4070

◆ 水道料金等

① 水道料金…次表による基本料金と超過料金の合計額に加算していた消費税率が、5% から 8% となります。(1 円未満切り捨て)

水量 (m³)	基本料金 (円・税込)		超過料金 1 m³につき (円・税込)		
	現行	改定後	現行	改定後	
10	1,470	1,512	11 以上 20 まで	157.5	162.0
			21 以上 50 まで	178.5	183.6
			51 以上 100 まで	199.5	205.2
			101 以上	220.5	226.8

② 私設消火栓…公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓 1 個 1 回について 420 円としていましたが、432 円となります。(1 回の使用時間は5分以内)

【現行】420 円 (税率 5%) → 【改定後】432 円 (税率 8%)

③ 加入金…給水装置の新設または改造をした際、給水管の口径によって次表に定めた額の水道加入金を徴収していますが、加入金の消費税率が5% から 8% となります。

給水管の口径 (mm)	現行 (税率 5%)	改定後 (税率 8%)
	加入金の額 (円)	加入金の額 (円)
13	50,400	51,840
20	147,000	151,200
25	267,750	275,400
30	430,500	442,800
40	819,000	842,400
50	1,522,500	1,566,000
75	4,095,000	4,212,000
100 以上	市長が定める額	市長が定める額

④ 給水申込手数料

【現行】新設…1 件 500 円
改造・修繕・撤去…1 件 300 円 → 【改定後】一律 1 件 1,000 円

平成26年4月1日から
公共料金が変わります
平成26年4月1日から行われる消費税率の引き上げや公共料金の見直しなどにより、市の公共料金が次のとおり変わります。

